

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

＜多世代にとって快適な暮らしをつくる、都市福利施設の整備事業＞

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地には、学校や図書館、公民館等の教育・文化施設や公共公益施設、医療・福祉施設等が多数集積している。特に第1期計画で整備したハイトピア伊賀は、子育て支援施設、生涯学習施設、多文化共生施設等が入居し、多くの市民に幅広く利用され、子育て環境の整備や学習機会の充実に一定の成果を上げている。

一方で、中心市街地の少子高齢化は今後さらに進展する見込みであり、安心して暮らし続けることのできる環境を支える都市機能の維持・充実が求められている。また、中心市街地のにぎわいを取り戻すため、都市福利施設の整備による来街者の増加や集客効果の周辺への波及に取り組むことも必要である。

そのような中、第2期計画において、旧上野市庁舎をリノベーションし、新図書館やカフェ、観光案内や物産販売が入る複合施設に改修整備する「にぎわい忍者回廊整備事業」が進行中である。新図書館のあり方に関する市民ワークショップが開催されるなど、市民が参加しての検討が進められている。

(2) 教育文化、医療、福祉等の整備の必要性

少子高齢化の進行により、地域の伝統文化の継承が困難になるという課題は年々大きくなっており、次世代を担う人材の育成が急務である。そのため、本市の中心市街地の特徴である歴史・文化に身近に親しむ施設を充実させることで、未来を担う子どもたちのシビックプライドを育てていく。また、子育て世代の移住・定住に向け、安心して子育てできる環境を整える。さらに、高齢者にとっても暮らしやすい環境を整えるため、気軽に立ち寄れる居場所を運営するなど、地域ぐるみで高齢者支援の体制を構築する。

市民ワークショップ結果によると、中心市街地活性化のイメージとして、「人がたくさんいること、集まっていること」が多くの意見として挙げられており、居住者や来街者等様々な人が集う場づくりが求められている。新たな拠点が増えつつあるなかで、多世代が交流する、便利で住みよいまちづくりに向けた取組を進めていく。

(3) フォローアップの考え方

各年度に進捗状況調査を行い、本市も参加する伊賀市中心市街地活性化協議会でその報告及び調整などを行うとともに、必要に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】 美術博物館整備事業

【事業実施時期】	2023（令和5）年度～2029（令和11）年度		
【実施主体】	伊賀市		
【事業内容】	新しい芭蕉翁記念館と博物館、美術館を兼ね備えた施設の建設に向けた基本調査及び基本計画の策定を進める。 伊賀市は、芭蕉翁の俳文学・伊賀焼・伊賀流忍者・能・伝統行事など、固有の文化を育み、また、絵画、書、文学など様々な分野で多くの偉大な文化人や芸術家も輩出してきた。そのほか、歴史的な遺産や遺跡なども数多く有している。美術博物館は、これらの「伊賀の歴史文化」を適切に保存・管理し、研究し、公開・活用することでその価値を高めながら、未来に引き継いでいくための施設を目指す。また、伊賀市の魅力を国内外に向けて発信することで、地域の魅力を広く知ってもらう。さらには、社会教育施設として、市民が身近なところで歴史文化に触れられ豊かな心を育む機会を提供するとともに、さまざまな交流を通じて相互理解を深める場を目指す。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	地域資源がつながる歩いて楽しい立ち寄りたくなる城下町 歴史文化が育んだ「伊賀らしさ」を次世代に継承し、持続可能な魅力あふれる城下町		
【目標指標】	中心市街地の歩行者等通行量 伊賀の歴史的資源等を活かした施設の利用者数		
【活性化に資する理由】	中心市街地において、文化芸術や歴史的遺産に触れる機会を充実させることで、芸術文化を活かしたまちの魅力の向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2025（令和7）年4月～2026（令和8）年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】交流型図書館運営活用事業

【事業実施時期】	2026（令和８）年度～		
【実施主体】	伊賀市、株式会社伊賀市にぎわいパートナーズ		
【事業内容】	上野公園から城下町エリアを結ぶ導線を「にぎわい忍者回廊」と位置付け、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）」に基づき、官民が一体で地域資源を面的にとらえたにぎわいづくりを実施する。 にぎわいづくりの拠点として市指定有形文化財「旧上野市庁舎」をリノベーションして整備した官民複合施設を構成する交流型図書館において、「学び、創造、憩いの広場」としての機能を発揮するとともに、読書イベントやナイトライブラリなどの事業を実施し、にぎわいづくりにつなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	仕事と暮らしが調和した多世代が暮らしやすい生活環境の整った城下町 地域資源がつながる歩いて楽しい立ち寄りたくなる城下町		
【目標指標】	中心市街地における居住人口の社会増減数 中心市街地の歩行者等通行量		
【活性化に資する理由】	まちのにぎわいの核となる施設の運営を行いエリアマネジメントに寄与することで、中心市街地のにぎわいの創出及び回遊性の向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2026（令和８）年４月～2030（令和 12）年３月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】文化振興事業（史跡旧崇広堂、赤井家住宅、入交家住宅の運営活用）

【事業実施時期】	2025（令和7）年度～		
【実施主体】	公益財団法人伊賀市文化都市協会		
【事業内容】	中心市街地の文化財施設である「史跡旧崇広堂」、「赤井家住宅」、「入交家住宅」を活用し、武家屋敷の佇まいを残す歴史的建造物に触れながら伊賀の技を学ぶことのできる、市民の交流、体験の場としての運営を行う。 中心市街地の文化財施設において、文化芸術に触れる機会を充実させることにより、芸術文化のまちづくりを進める。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	地域資源がつながる歩いて楽しい立ち寄りたくなる城下町 歴史文化が育んだ「伊賀らしさ」を次世代に継承し、持続可能な魅力あふれる城下町		
【目標指標】	中心市街地の歩行者等通行量 伊賀の歴史的資源等を活かした施設の利用者数		
【活性化に資する理由】	中心市街地の文化財施設において、文化芸術に触れる機会を充実させることで、芸術文化を活かしたまちの魅力の向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2025（令和7）年4月～2030（令和12）年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

5. 多世代にとって快適な暮らしをつくる、都市福利施設の整備事業

【事業名】芭蕉翁関連施設運営活用事業

【事業実施時期】	2022（令和4）年度～		
【実施主体】	伊賀市		
【事業内容】	芭蕉翁関連施設である「芭蕉翁記念館」、「史跡芭蕉翁生家」、「蓑虫庵」において通常観覧以外にギャラリートークや俳句教室、句会等のイベントを開催する。また、3館共通券を発行する。その他、中心市街地内で開催されるイベントとの連携を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	地域資源がつながる歩いて楽しい立ち寄りたくなる城下町 歴史文化が育んだ「伊賀らしさ」を次世代に継承し、持続可能な魅力あふれる城下町		
【目標指標】	中心市街地の歩行者等通行量 伊賀の歴史的資源等を活かした施設の利用者数		
【活性化に資する理由】	中心市街地において、郷土の文化に触れる機会を充実させることで、芸術文化を活かしたまちの魅力の向上につながるとともに、中心市街地内に点在する芭蕉翁関連施設間の連携により各施設間の往来が増加することで、中心市街地の回遊性向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	2025（令和7）年4月～2030（令和12）年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】美術博物館整備事業（再掲）

【事業実施時期】	2023（令和5）年度～2029（令和11）年度		
【実施主体】	伊賀市		
【事業内容】	新しい芭蕉翁記念館と博物館、美術館を兼ね備えた施設の建設に向けた基本調査及び基本計画の策定を進める。 伊賀市は、芭蕉翁の俳文学・伊賀焼・伊賀流忍者・能・伝統行事など、固有の文化を育み、また、絵画、書、文学など様々な分野で多くの偉大な文化人や芸術家も輩出してきた。そのほか、歴史的な遺産や遺跡なども数多く有している。美術博物館は、これらの「伊賀の歴史文化」を適切に保存・管理し、研究し、公開・活用することでその価値を高めながら、未来に引き継いでいくための施設を目指す。また、伊賀市の魅力を国内外に向けて発信することで、地域の魅力を広く知ってもらう。さらには、社会教育施設として、市民が身近なところで歴史文化に触れられ豊かな心を育む機会を提供するとともに、さまざまな交流を通じて相互理解を深める場を目指す。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	地域資源がつながる歩いて楽しい立ち寄りたくなる城下町 歴史文化が育んだ「伊賀らしさ」を次世代に継承し、持続可能な魅力あふれる城下町		
【目標指標】	中心市街地の歩行者等通行量 伊賀の歴史的資源等を活かした施設の利用者数		
【活性化に資する理由】	中心市街地において、文化芸術や歴史的遺産に触れる機会を充実させることで、芸術文化を活かしたまちの魅力の向上につながるため。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業		
【支援措置実施時期】	2027（令和9）年度～2029（令和11）年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】子育て支援事業

【事業実施時期】	2005（平成 17）年度～		
【実施主体】	伊賀市		
【事業内容】	伊賀市に住所を有する未就学児とその保護者等を対象に、ハイトピア伊賀 4 階の交流広場を開放し、子育て支援に寄与する各種教室や、休日に子育て世帯どうしが交流できる事業等を開催し、子育ての不安解消や子育て支援に係る相談等を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	仕事と暮らしが調和した多世代が暮らしやすい生活環境の整った城下町		
【目標指標】	中心市街地における居住人口の社会増減数		
【活性化に資する理由】	子育て世代が交流できる場を開設するなど、子育てしやすい環境を整えることにより、特に若年世代人口の増加が図られるため。		
【支援措置名】	重層的支援体制整備事業交付金		
【支援措置実施時期】	2025（令和 7）年度～2029（令和 11）年度	【支援主体】	厚生労働省
【その他特記事項】			

5. 多世代にとって快適な暮らしをつくる、都市福利施設の整備事業

【事業名】多文化共生センター運営事業

【事業実施時期】	2016（平成 28）年度～		
【実施主体】	伊賀市		
【事業内容】	外国人住民と日本人住民が相互理解を深め、共に安心して暮らせる多文化共生社会を推進するため、外国人住民の生活相談や多文化共生に係る情報発信等を行う場を設置するとともに、関係団体と連携して事業を推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	仕事と暮らしが調和した多世代が暮らしやすい生活環境の整った城下町		
【目標指標】	中心市街地における居住人口の社会増減数		
【活性化に資する理由】	多文化共生社会を実現するための場を中心市街地に設置することにより、多世代が暮らしやすいまちなかの形成に寄与するため。		
【支援措置名】	外国人受入環境整備交付金		
【支援措置実施時期】	2016（平成 28）年度～	【支援主体】	法務省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】岸宏子記念伊賀文学館運営活用事業

【事業実施時期】	2023（令和５）年度～		
【実施主体】	伊賀市		
【事業内容】	作家岸宏子から遺贈された旧宅を改修し、令和５年１２月に「岸宏子記念伊賀文学館」として開館した。岸宏子や横光利一など伊賀市縁の作家の作品などを展示し、郷土の文化や先賢の功績を知り、文学振興を促進する場として活用を図る。また、和室を文芸活動や小集会の場として貸し出し、駐車場を近接する赤井家住宅と利用連携することにより、集客及び地域振興を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	地域資源がつながる歩いて楽しい立ち寄りたくなる城下町 歴史文化が育んだ「伊賀らしさ」を次世代に継承し、持続可能な魅力あふれる城下町		
【目標指標】	中心市街地の歩行者等通行量 伊賀の歴史的資源等を活かした施設の利用者数		
【活性化に資する理由】	中心市街地において、郷土の文化に触れる機会を充実させることで、芸術文化を活かしたまちの魅力の向上につながるとともに、関連施設との連携により各施設間の往来が増加することで、中心市街地の回遊性向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】にぎわい拠点創出事業

【事業実施時期】	2023（令和5）年度～		
【実施主体】	株式会社まちづくり伊賀上野		
【事業内容】	誰もが気軽にきて、情報の共有ができる場所として「白鳳プラザ」を活用する。日常は「朝市」「作品展」「おもてなしの場」「地域のコミュニティの場」として活用し、まちなかの空き店舗の持ち主と事業をしたい方の相談会を開催するほか、白鳳プラザをチャレンジショップの場としても活用する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	仕事と暮らしが調和した多世代が暮らしやすい生活環境の整った城下町 地域資源がつながる歩いて楽しい立ち寄りたくなる城下町		
【目標指標】	中心市街地における居住人口の社会増減数 中心市街地の歩行者等通行量 空き店舗等を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	誰もが気軽に利用できる場を開設することで、多世代が暮らしやすいまちなかの形成に寄与するとともに、チャレンジショップの場としても活用することで、将来のまちなかへの新規出店が期待できるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】子どもの居場所づくり事業

【事業実施時期】	2024（令和6）年度～		
【実施主体】	伊賀市、伊賀市社会福祉協議会、地域団体		
【事業内容】	子ども一人でも安心して利用できる子ども食堂の運営、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブの運営を行う。また、中心市街地の空き家を改修し、様々な課題を抱えた子どもに第三の居場所を提供する「子ども第三の居場所『いがっこの家 上野忍』」の運営等により、子どもの居場所づくりを進める。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	仕事と暮らしが調和した多世代が暮らしやすい生活環境の整った城下町		
【目標指標】	中心市街地における居住人口の社会増減数		
【活性化に資する理由】	学習や生活の支援等を通じて、地域で子育てを支える環境を整えることで、多世代が暮らしやすいまちなかの形成に寄与するため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

5. 多世代にとって快適な暮らしをつくる、都市福利施設の整備事業

【事業名】ふれあい・いきいきサロン運営支援事業

【事業実施時期】	2019（令和元）年度～		
【実施主体】	伊賀市社会福祉協議会		
【事業内容】	高齢者、子育て世代、障がいのある方などの地域住民が周囲との交流を深めるための場づくりを支援する。サロン活動を通じて、地域住民が孤立することを防ぎ、寝たきりや認知症の予防、子育てしやすい地域づくりを目指す。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	仕事と暮らしが調和した多世代が暮らしやすい生活環境の整った城下町		
【目標指標】	中心市街地における居住人口の社会増減数		
【活性化に資する理由】	高齢者の社会参加の促進や閉じこもりの防止、見守り体制の強化を進めることで、多世代が暮らしやすいまちなかの形成に寄与するため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】伊賀市ひきこもりサポート事業

【事業実施時期】	2019（令和元）年度～		
【実施主体】	ひきこもりサポート nest		
【事業内容】	地域におけるひきこもり支援の基盤構築や本人及び家族が暮らしやすい地域作り、持続可能な支援体制の確立等を目的に、相談支援、居場所づくり（居場所の設置運営）、支援に関するネットワークづくり、住民向けの普及啓発（ひきこもりサポーター活動）、ひきこもり当事者家族の家族会運営等の支援を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	仕事と暮らしが調和した多世代が暮らしやすい生活環境の整った城下町		
【目標指標】	中心市街地における居住人口の社会増減数		
【活性化に資する理由】	ひきこもり支援に特化した居場所を運営し、正しい知識の普及による地域の理解が促進されることにより、多世代が暮らしやすいまちなかの形成に寄与するため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】地域ぐるみの高齢者支援事業

【事業実施時期】	2017（平成 29）年度～		
【実施主体】	伊賀市		
【事業内容】	あんしん見守りネットワークの展開や、地域ケア会議等を通して、地域の支え合いの活動を支援するとともに、支援が必要な高齢者等を早期に発見し、対応できる体制づくりを行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	仕事と暮らしが調和した多世代が暮らしやすい生活環境の整った城下町		
【目標指標】	中心市街地における居住人口の社会増減数		
【活性化に資する理由】	地域ぐるみの高齢者支援の体制を構築することにより、多世代が暮らしやすいまちなかの形成に寄与するため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】健康づくり・介護予防事業

【事業実施時期】	2004（平成 16）年度～		
【実施主体】	伊賀市		
【事業内容】	高齢者が健康づくりに関心を持ち、生活習慣を改善し、生活習慣病予防や介護予防に取り組めるよう支援を行う。また、健康教育や健康相談を通じて市民の健康への関心を高め、疾病予防や早期治療の重要性を啓発する。 さらに、特定保健指導等を通じて、食生活改善や運動習慣の定着を目指すとともに、フレイル予防の重要性について周知・啓発を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	仕事と暮らしが調和した多世代が暮らしやすい生活環境の整った城下町		
【目標指標】	中心市街地における居住人口の社会増減数		
【活性化に資する理由】	高齢者への健康づくりの支援を行うことにより、多世代が暮らしやすいまちなかの形成に寄与するため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

5. 多世代にとって快適な暮らしをつくる、都市福利施設の整備事業

【事業名】認知症カフェ運営事業

【事業実施時期】	2020（令和２）年度～		
【実施主体】	伊賀市		
【事業内容】	認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集うことができる場を設置することにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができる環境を整備し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図るとともに、認知症についての正しい知識の普及啓発を行い、認知症の人やその家族を支える地域づくりを推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	仕事と暮らしが調和した多世代が暮らしやすい生活環境の整った城下町		
【目標指標】	中心市街地における居住人口の社会増減数		
【活性化に資する理由】	地域ぐるみの高齢者支援の体制を構築することにより、多世代が暮らしやすいまちなかの形成に寄与するため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】生涯学習センター運営事業

【事業実施時期】	2012（平成 24）年度～		
【実施主体】	伊賀市		
【事業内容】	各種講座の開設、展示会等の開催をはじめ、社会教育関係団体、自主グループ等に活動の場を提供することで、住民同士が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」ことを促し、人づくり・地域づくりに貢献する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	仕事と暮らしが調和した多世代が暮らしやすい生活環境の整った城下町		
【目標指標】	中心市街地における居住人口の社会増減数		
【活性化に資する理由】	生涯学習の機会を中心市街地で提供することにより、多世代が暮らしやすいまちなかの形成に寄与するため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】中央公民館講座開催事業

【事業実施時期】	2004（平成 16）年度～		
【実施主体】	伊賀市		
【事業内容】	歴史や文学、人権をはじめ幅広い教養、趣味的な学習を通して、豊かで潤いのある生涯を育む。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	仕事と暮らしが調和した多世代が暮らしやすい生活環境の整った城下町		
【目標指標】	中心市街地における居住人口の社会増減数		
【活性化に資する理由】	生涯学習の機会を中心市街地で提供することにより、多世代が暮らしやすいまちなかの形成に寄与するため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】ふれあいプラザひまわり運営事業

【事業実施時期】	2023（令和5）年度～		
【実施主体】	株式会社ふれあいプラザひまわり		
【事業内容】	ふれあいプラザひまわり1階に食料品・弁当・惣菜・土産等を販売する商業施設やフードコート等を設け、地域住民の生活利便性を向上させる。フードコートには商業施設で購入した弁当等を食べられるスペースを設けるなど、住民が気軽に利用できる憩いの場にすることで、市民のコミュニティ施設として周辺エリアのにぎわいを生み出していく。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	仕事と暮らしが調和した多世代が暮らしやすい生活環境の整った城下町		
【目標指標】	中心市街地における居住人口の社会増減数		
【活性化に資する理由】	商業施設の整備により、まちなかの生活利便性を向上させるとともに、気軽に利用できる憩いの場の役割も果たすことで、多世代が暮らしやすいまちなかの形成に寄与するため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			